

歴史的風致形成建造物の指定について

歴史的風致形成建造物の指定方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

鎌倉市には、社寺境内に所在する重要文化財等とともに、歴史的風致を形成するうえで重要な要素となる歴史的建造物が市街地に点在している。このうち、重点区域内に所在し、歴史的風致の維持向上のため保全の措置を講ずる必要があると認められる建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物を今後も良好な状態で保全していくためには、当該建造物の修復や修景について、所有者や管理者等の理解と協力が欠かせないことから、その指定にあたっては、所有者や管理者等と協議を行い、同意を得るものとする。

なお、歴史的風致形成建造物の指定は、次の指定基準及び指定対象に基づくものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致を維持向上する上で重要な建造物であるとともに、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 意匠・形態・技術性が優れている建造物
- ② 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から価値の高い建造物
- ③ 外観が景観形成上重要な建造物

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

指定対象は、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年条例第 13 号)に基づく県指定文化財
- ② 鎌倉市文化財保護条例(平成 17 年条例第 13 号)に基づく市指定文化財
- ③ 鎌倉市都市景観条例(平成 18 年条例第 16 号)に基づく鎌倉市景観重要建築物等
- ④ 景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づく景観重要建造物
- ⑤ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく登録有形文化財
- ⑥ その他、歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が必要と認めたもの

(鎌倉市歴史的風致維持向上計画から抜粋)

鎌倉市 歴史的風致形成建造物 管理台帳

指定番号	第	5	号																		
指定年月日	令和	4	年	2	月	21	日														
建造物の名称	旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)																				
建造物の所在地	鎌倉市長谷一丁目227番32																				
所有者の氏名	鎌倉市																				
所有者の住所	鎌倉市御成町18番10号																				
管理者の氏名	鎌倉市																				
管理者住所	鎌倉市御成町18番10号																				
指定理由	旧諸戸邸は明治41年に建築された洋館であり、バルコニー周りの円柱とその柱頭などの装飾や、ドアや窓などの開口部廻りの装飾、天然スレート鱗形葺きの屋根と擬宝珠を模した棟飾り、内部空間の意匠など内外観の華麗な細部意匠が豊富に施されている建造物です。歴史的風致の維持向上のため保全する必要があることから、歴史的風致形成建造物に指定するものです。																				
土地又は物件の範囲																					
現況の写真																					
建造物の建築年代	明治41年																				
その他特記事項	国登録有形文化財、鎌倉市景観重要建築物等																				
当該建造物に関する行政手続等の履歴																					
年月日	文書番号	手続の種類										手続の概要									
R4.2.21	3鎌倉市指令都景第474号	歴史的風致形成建造物の指定について										指定通知書の送付(R4.2.21)									
指定の解除年月日																					
指定の解除理由																					

歴史的風致形成建造物の指定対象等一覧

★～国登録有形文化財(建造物)

●～公益財団法人鎌倉風致保存会保存建造物

◆～歴史的風致形成建造物候補

◇～歴史的風致形成建造物(指定済み)

③鎌倉市景観重要建築物等一覧 (令和4年(2022年)1月現在)			
第1号 鎌倉文学館(旧前田家別邸) ★◇	第20号 笹野邸	第21号 のり真安齋商店	第22号 三河屋本店 ★
第2号 伊藤邸(旧望洋楼)	第23号 東勝寺橋	第24号 榑亭【平成26年(2014年)11月に指定変更】★	第25号 湯浅物産館
第3号 篠田邸(旧村田邸)	第26号 去来庵	第27号 ホテル ニューカマクラ	第28号 平井家住宅・長屋門
第4号 寸松堂 ★	第29号 旧華頂宮邸 ★◇	第30号 野尻邸(旧大佛次郎茶亭) ●	第31号 加賀谷邸
第5号 日本基督教団鎌倉教会会堂	第32号 成瀬家住宅【令和2年(2020年)3月に指定解除】	第33号 極楽洞	第34号 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所
第6号 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園	第35号 旧三橋旅館蔵	第36号 猪熊邸(旧武雄自邸)	第37号 萬屋本店
第7号 かいひん荘鎌倉 ★	第17号 高野邸【平成29年(2017年)6月に指定解除】		
第8号 石川邸(旧里見亭邸)	第18号 旧村上邸【平成28年(2016年)4月に指定変更】		
第9号 山崎邸【平成15年(2003年)12月に指定解除】	第19号 旅館対僊閣		
第10号 川合邸			
第11号 鎌倉聖ミカエル教会聖堂			
第12号 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸) ★◇			
第13号 白日堂			
第14号 小池邸			
第15号 石島邸			
第16号 旧安保小児科医院			

④景観重要建造物一覧 (令和4年(2022年)1月現在)			
第1号 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸) ◆			
① 国登録有形文化財(建造物)一覧 (令和4年(2022年)1月現在)			
鎌倉国宝館本館◇	鎌倉文学館本館◇	鎌倉市長谷子ども会館洋館◆◇	鎌倉市長谷子ども会館蔵◇
旧華頂家住宅主屋◆◇	三河屋本店店舗兼用住宅	三河屋本店蔵	寸松堂主屋
寸松堂蔵	かいひん荘鎌倉洋館(旧村田家住宅洋館)	高崎家住宅主屋	田丸家住宅主屋
榑亭本館	榑亭山門	坂井家住宅和館	坂井家住宅洋館
日高家住宅主屋	日高家住宅門及び堀	神霊教鎌倉錬成場霊源閣	神霊教鎌倉錬成場待合
神霊教鎌倉錬成場霊練堀	神霊教鎌倉錬成場門	鎌倉市立御成小学校旧講堂◇	鎌倉市吉屋信子記念館主屋◆
鎌倉市吉屋信子記念館門及び堀	吉岡家住宅主屋	旧吉原家別邸主屋	旧田島屋材木店(古民家スタジオ・インワタリ)主屋
旧田島屋材木店(古民家スタジオ・インワタリ)門及び堀	田中・大野邸主屋	旧太田家住宅主屋(宝善院三摩耶庵)	材木座公会堂
旧川喜多家別邸(石島家住宅)主屋	湯浅物産館		
⑥その他、歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が必要と認めたもの一覧 (令和4年(2022年)1月現在)			
旧鎌倉図書館◆	扇湖山荘◆		